

第 4 7 号議案

中間市消防団条例及び中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

中間市長 福田 浩

中間市消防団条例及び中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(中間市消防団条例の一部改正)

第1条 中間市消防団条例（昭和32年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「業務の」を「職務（以下「職務」という。）の」に、「業務に」を「ものに」に改める。

第5条第2項第1号中「居住する」を「おいて居住又は勤務をする」に、「満45歳未満である者。」を「であるもの」に改め、同号ただし書を削り、同条第3項第1号中「団員としての業務」を「職務」に改め、同項第2号中「業務」を「職務」に改める。

第6条第3号中「区域を離れて生活すること」を「区域内において居住及び勤務」に、「本市の区域を離れて生活し、又は勤務すること」を「勤務」に、「常とする」を「しない」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 他の消防団に属する者

第7条第1項中「団長にあつては市長が、団長以外の団員にあつては団長が」を「任命権者は」に改め、同条第2項第1号中「前条第1号又は第3号」を「前条第1号、第3号又は第4号」に改め、同項第2号中「本市の区域内に居住しなくなったとき（」を削り、「とき。）」を「とき」に改める。

第8条第1項中「団長にあつては市長が、団長以外の団員にあつては団長が」を「任命権者は」に改める。

第11条中「団長にあつては市長に、団長以外の団員にあつては団長」を「任命権者」に改める。

第18条を第20条とする。

第17条中「（団員としての公務に限る。）」を削り、同条を第19条とする。

第16条中「公務」の次に「（団員としての公務に限る。次条において同じ。）」を加え、同条を第18条とする。

第15条第1項ただし書中「団員となり」の次に「、復団をし」を加え、「なくなった」を「なくなり、又は休団をした」に改め、同条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(休団)

第14条 転勤、育児、介護等のやむを得ない事情により長期にわたり職務に従事することができない基本団員は、3年を超えない範囲内で、職務の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 基本団員は、休団又は休団からの復帰（第17条第1項において「復団」という。）をしようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。

3 休団をしている基本団員の当該休団中の階級は、当該休団の承認を受けた時点において当該基本団員が属する階級とする。

4 休団をしている基本団員については、第6条第3号、第7条第2項、第9条から第12

条まで、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

(退職)

第15条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出なければならない。

別表第1中「第14条、第15条」を「第16条、第17条」に改める。

別表第2中「第14条」を「第16条」に改める。

(中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 中間市消防団条例第14条第1項の規定による休団をした期間がある場合において、その期間に属していた階級については、前項の規定による退職報償金の支給基礎としない。

第4条に次の1項を加える。

3 中間市消防団条例第14条第1項の規定による休団をした期間がある場合においては、その期間は、第1項の勤務年数に算入しない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(第1条関係)

中間市消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
(団員の定員、種類等) 第4条 団員の定員は、195人とし、その種類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) 機能別団員 消防団の<u>職務</u>(以下「職務」という。)のうち、次条第3項第2号に掲げる<u>もの</u>に従事する団員をいう。 2～4 (略) (任命) 第5条 (略) 2 団長以外の団員は、団長が、次の要件を満たす者の中から市長の承認を得て任命する。 (1) 本市の区域内に<u>において居住又は勤務をする者</u>(機能別団員にあつては、本市の常勤の職員である者)であつて、年齢満18歳以上<u>であるもの</u> (2) (略) 3 機能別団員の任命に当たっては、前項各号に掲げるもののほか、次の条件を付するものとする。 (1) <u>職務</u>に従事する時間は、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年中間市条例第17号)第3条第2項に規定する規則で定める勤務時間(同条例第3条第1項に規定する週休日及び同条例第10条に規定する休日を除く。)とすること。	(団員の定員、種類等) 第4条 団員の定員は、195人とし、その種類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) 機能別団員 消防団の<u>業務</u>のうち、次条第3項第2号に掲げる<u>業務</u>に従事する団員をいう。 2～4 (略) (任命) 第5条 (略) 2 団長以外の団員は、団長が、次の要件を満たす者の中から市長の承認を得て任命する。 (1) 本市の区域内に<u>居住する者</u>(機能別団員にあつては、本市の常勤の職員である者)であつて、年齢満18歳以上<u>満45歳未満である者。ただし、特に市長の承認を得た者は、この限りでない。</u> (2) (略) 3 機能別団員の任命に当たっては、前項各号に掲げるもののほか、次の条件を付するものとする。 (1) <u>団員としての業務</u>に従事する時間は、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年中間市条例第17号)第3条第2項に規定する規則で定める勤務時間(同条例第3条第1項に規定する週休日及び同条例第10条に規定する休日を除く。)とする

(2) 職務の内容は、火災発生時における行方不明者の搜索及び火災現場周辺の交通整理に限ること。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1)・(2) (略)

(3) 6月以上の長期にわたり本市の区域内において居住及び勤務（機能別団員にあつては、勤務）をしない者

(4) 他の消防団に属する者

(分限)

第7条 団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、任命権者は、当該団員の意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(4) (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 機能別団員にあつては、本市の常勤の職員でなくなったとき。

(懲戒)

こと。

(2) 業務の内容は、火災発生時における行方不明者の搜索及び火災現場周辺の交通整理に限ること。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1)・(2) (略)

(3) 6月以上の長期にわたり本市の区域を離れて生活すること（機能別団員にあつては、本市の区域を離れて生活し、又は勤務すること）を常とする者

(分限)

第7条 団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、団長にあつては市長が、団長以外の団員にあつては団長が、当該団員の意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(4) (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号又は第3号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 本市の区域内に居住しなくなったとき（機能別団員にあつては、本市の常勤の職員でなくなったとき。）。

(懲戒)

第8条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、これに対し懲戒処分をすることができる。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

第11条 団員は、10日以上居住地又は勤務地を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地又は勤務地を離れることはできない。

(休団)

第14条 転勤、育児、介護等のやむを得ない事情により長期にわたり職務に従事することができない基本団員は、3年を超えない範囲内で、職務の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 基本団員は、休団又は休団からの復帰（第17条第1項において「復団」という。）をしようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。

3 休団をしている基本団員の当該休団中の階級は、当該休団の承認を受けた時点において当該基本団員が属する階級とする。

4 休団をしている基本団員については、第6条第3号、第7条第2項、第9条から第12条まで、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

(退職)

第15条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって

第8条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、団長にあっては市長が、団長以外の団員にあっては団長が、これに対し懲戒処分をすることができる。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

第11条 団員は、10日以上居住地又は勤務地を離れる場合は、団長にあっては市長に、団長以外の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地又は勤務地を離れることはできない。

任命権者に願い出なければならない。

(報酬)

第16条 (略)

2・3 (略)

(報酬の支給方法)

第17条 年額報酬は、一の年度を前期（4月から9月までをいう。）及び後期（10月から翌年3月までをいう。）に分けて、それぞれの期の末月の翌月中に、別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額を支給するものとする。ただし、年度途中において、新たに団員となり、復団をし、又は階級を異動したときはその月から、団員でなくなり、又は休団をしたときはその月まで、月割により計算した額を支給するものとする。

2・3 (略)

(費用弁償)

第18条 団員が公務（団員としての公務に限る。次条において同じ。）のため旅行したときは、中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）に定めるところにより費用弁償を支給する。

(災害補償)

第19条 団員が公務により死亡し、又は負傷した場合には、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の定めるところにより補償金を支給する。

(報酬)

第14条 (略)

2・3 (略)

(報酬の支給方法)

第15条 年額報酬は、一の年度を前期（4月から9月までをいう。）及び後期（10月から翌年3月までをいう。）に分けて、それぞれの期の末月の翌月中に、別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額を支給するものとする。ただし、年度途中において、新たに団員となり、又は階級を異動したときはその月から、団員でなくなったときはその月まで、月割により計算した額を支給するものとする。

2・3 (略)

(費用弁償)

第16条 団員が公務のため旅行したときは、中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）に定めるところにより費用弁償を支給する。

(災害補償)

第17条 団員が公務（団員としての公務に限る。）により死亡し、又は負傷した場合には、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の定めるところにより補償金を支給する。

(補則)

第20条 (略)

別表第1 (第16条、第17条関係)

(略)

別表第2 (第16条関係)

(略)

(備考)

- 1 水火災出動等報酬は、災害により出動した場合に支給する。
- 2 警戒出動報酬は、災害出動以外の警戒出動、行方不明者捜索等を目的として出動した場合に支給する。
- 3 訓練出動等報酬は、各種訓練、警備、本市のイベント協力等を目的として出動した場合に支給する。
- 4 分団長会議報酬は、分団長会議に出席した場合に支給する。

(補則)

第18条 (略)

別表第1 (第14条、第15条関係)

(略)

別表第2 (第14条関係)

(略)

(備考)

- 1 水火災出動等報酬は、災害により出動した場合に支給する。
- 2 警戒出動報酬は、災害出動以外の警戒出動、行方不明者捜索等を目的として出動した場合に支給する。
- 3 訓練出動等報酬は、各種訓練、警備、本市のイベント協力等を目的として出動した場合に支給する。
- 4 分団長会議報酬は、分団長会議に出席した場合に支給する。

(第2条関係)

中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(退職報償金の支給基礎となる階級) 第3条 (略) <u>2 中間市消防団条例第14条第1項の規定による休団をした期間がある場合において、その期間に属していた階級については、前項の規定による退職報償金の支給基礎としない。</u> (勤務年数の算定) 第4条 (略) 2 (略) <u>3 中間市消防団条例第14条第1項の規定による休団をした期間がある場合においては、その期間は、第1項の勤務年数に算入しない。</u>	(退職報償金の支給基礎となる階級) 第3条 (略) (勤務年数の算定) 第4条 (略) 2 (略)